

市区町村別集計項目(推進体制等)

大阪府	
市区町村数	43

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	担当課(室)名	所属	事務所	庁内連絡会議の有無	諮問機関の有無	男女共同参画に関する条例				男女共同参画に関する計画 (2022年4月1日現在で有効なもの)						
								有			無	有			無			
								条例名称	公布日(西暦)	施行日(西暦)	現在の状況	計画名称	計画期間	女性活躍推進法との関係	計画策定の方法	現在の状況		
						43	43	35			43							
27	100	大阪市	男女共同参画課	1	1	1	1	大阪市男女共同参画推進条例	2002年12月4日	2003年1月1日		大阪市男女共同参画基本計画～第3次 大阪市男女きらめき計画～	2021年4月1日 ～ 2026年3月31日	1	1			
27	140	堺市	市民人権局 男女共同参画推進部 男女共同参画推進課	1	1	1	1	堺市男女平等社会の形成の推進に関する条例	2002年3月28日	2002年4月1日		第5期さかい男女共同参画プラン	2022年4月 ～ 2027年3月	1	1			
27	202	岸和田市	人権・男女共同参画課	1	1	1	1	岸和田市男女共同参画推進条例	2010年12月20日	2011年4月1日		第4期きしわだ男女共同参画推進プラン	2021年4月1日 ～ 2031年3月31日	1	1			
27	203	豊中市	人権政策課	1	2	1	1	豊中市男女共同参画推進条例	2003年10月10日	2003年10月10日		第3次豊中市男女共同参画計画	2022年4月 ～ 2032年3月	1	1			
27	204	池田市	人権・文化国際課	1	2	1	1	池田市男女共同参画推進条例	2002年9月27日	2002年9月27日		第2次池田市男女共同参画推進計画(いけだパートナーシップ21)改訂版	2018年4月1日 ～ 2024年3月31日	1	1			
27	205	吹田市	人権政策室	1	1	1	1	吹田市男女共同参画推進条例	2002年10月9日	2002年11月1日		第4次すいた男女共同参画プラン	2018年4月 ～ 2023年3月	1	1			
27	206	泉大津市	人権くらしの相談課	1	2	1	1	泉大津市男女共同参画のまちづくりを推進する条例	2007年12月14日	2008年4月1日		第3次泉大津市男女共同参画推進計画	2016年4月1日 ～ 2026年3月31日	1	1			
27	207	高槻市	人権・男女共同参画課	1	1	1	1	高槻市男女共同参画推進条例	2005年12月20日	2006年4月1日		高槻市男女共同参画計画	2013年4月1日 ～ 2023年3月31日	1	1			
27	208	貝塚市	貝塚市 都市政策部人権政策課	1	2	1	1				0	貝塚市男女共同参画(第3期)コスモスプラン	2013年4月 ～ 2023年3月	0	1			
27	209	守口市	市民生活部 人権室	1	2	1	1	守口市男女共同参画推進条例	2009年12月21日	2010年4月1日		第3次守口市男女共同参画推進計画(改訂版)	2021年4月1日 ～ 2026年3月31日	1	1			
27	210	枚方市	人権政策室	1	2	1	1	枚方市男女共同参画推進条例	2010年3月31日	2010年4月1日		第3次枚方市男女共同参画計画改訂版	2021年4月1日 ～ 2026年3月31日	1	1			
27	211	茨木市	市民文化部 人権・男女共生課	1	2	1	1				3	第2次茨木市男女共同参画計画(改訂版)	2017年4月 ～ 2023年3月	1	1			
27	212	八尾市	人権政策課	1	2	1	1	八尾市男女共同参画推進条例	2009年12月25日	2010年4月1日		八尾市はつらつプラン(改定版)～第3次 八尾市男女共同参画基本計画～	2021年4月 ～ 2026年3月	1	1			
27	213	泉佐野市	人権推進課	1	1	1	1	泉佐野市男女共同参画まちづくり条例	2017年3月27日	2017年4月1日		第3次泉佐野市男女共同参画推進計画	2022年4月1日 ～ 2032年3月31日	1	1			
27	214	富田林市	人権・市民協働課	1	2	1	1	富田林市男女が共に生きやすい社会づくりを推進する条例	2011年3月18日	2011年4月1日		第3次富田林市男女共同参画計画(ウィズプラン)	2017年4月1日 ～ 2027年3月31日	1	1			
27	215	寝屋川市	人権・男女共同参画課	1	2	1	1				0	第5期ねやがわ男女共同参画プラン	2021年4月1日 ～ 2030年3月31日	1	1			
27	216	河内長野市	人権推進課	1	2	1	1	河内長野市男女共同参画条例	2005年9月29日	2006年1月1日		河内長野市男女共同参画計画(第4期)	2018年4月1日 ～ 2028年3月31日	1	1			
27	217	松原市	松原市人権交流センター	1	2	1	1	松原市男女輝きまちづくり条例	2015年4月1日	2015年4月1日		第4期まつばら男女かがやきプラン	2019年4月 ～ 2024年3月	1	1			
27	218	大東市	市民生活部 人権室	1	2	1	1	大東市男女共同参画推進条例	2007年3月23日	2007年4月1日		第4次大東市男女共同参画社会行動計	2019年4月 ～ 2029年3月	1	1			
27	219	和泉市	和泉市総務部人権・男女参画室	1	2	1	1	和泉市男女共同参画推進条例	2007年7月11日	2007年8月1日		第3期和泉市男女共同参画行動計画	2015年4月1日 ～ 2027年3月31日	1	1			
27	220	箕面市	人権施策室	1	2	1	1				0	箕面市男女協働参画推進プラン	2021年4月 ～ 2031年3月	0	1			
27	221	柏原市	人権推進課	1	2	1	1	柏原市男女共同参画推進条例	2006年12月25日	2007年4月1日		第3期かしわら男女共同参画プラン	2015年4月1日 ～ 2025年3月31日	1	1			
27	222	羽曳野市	人権推進課	1	2	1	1	羽曳野市男女共同参画推進条例	2013年12月27日	2014年4月1日		第3期羽曳野市男女共同参画推進プラン	2017年4月1日 ～ 2027年3月31日	1	1			
27	223	門真市	人権市民相談課	1	2	1	1	門真市男女共同参画推進条例	2005年3月31日	2005年4月1日		第2次かどま男女共同参画プラン	2012年4月 ～ 2023年3月	0	1			
27	224	摂津市	人権女性政策課	1	1	1	1				0	第4期摂津市男女共同参画計画～ウィズプラン～	2022年4月1日 ～ 2032年3月31日	1	1			
27	225	高石市	人権推進課	1	2	1	1				0	第2次高石市男女共同参画計画	2017年4月1日 ～ 2027年3月31日	1	1			
27	226	藤井寺市	協働人権課	1	2	1	1	藤井寺市男女共同参画推進条例	2011年3月25日	2011年4月1日		第4期男女共同参画のための藤井寺市行動計画～スクラムチャレンジプラン～	2021年4月1日 ～ 2026年3月31日	1	1			
27	227	東大阪市	多文化共生・男女共同参画課	1	1	1	1	東大阪市男女共同参画推進条例	2004年7月1日	2004年7月1日		第4次東大阪市男女共同参画推進計画	2021年4月 ～ 2031年3月	1	1			
27	228	泉南市	人権推進課	1	1	1	1	泉南市男女平等参画推進条例	2011年12月26日	2012年4月1日		せんなん男女平等参画プラン	2022年4月 ～ 2033年3月	1	1			
27	229	四條畷市	四條畷市市民生活部人権・市民相談課	1	2	1	1	四條畷市男女共同参画推進条例	2006年6月27日	2006年7月1日		第2次四條畷市男女共同参画推進計画	2017年4月1日 ～ 2026年3月31日	1	1			
27	230	交野市	人権と暮らしの相談課	1	2	1	1	交野市男女共同参画推進条例	2014年4月1日	2014年4月1日		交野市男女共同参画計画	2013年8月 ～ 2023年3月	1	1			
27	231	大阪狭山市	市民生活部 市民相談・人権啓発グループ	1	2	1	1	大阪狭山市男女共同参画推進条例	2006年12月22日	2007年4月1日		第3期大阪狭山市男女共同参画推進プラン 改定版	2014年4月1日 ～ 2024年3月31日	1	1			
27	232	阪南市	人権推進課	1	2	1	1	阪南市男女共同参画推進条例	2014年3月27日	2014年4月1日		阪南市男女共同参画プラン	2017年4月1日 ～ 2028年3月31日	1	1			
27	301	島本町	人権文化センター	1	2	1	1	島本町男女共同参画推進条例	2006年2月9日	2006年4月1日		しまもとスマイルプラン～第2期島本町男女共同参画社会を目指す計画～(改定)	2012年4月1日 ～ 2023年3月31日	1	1			
27	321	豊能町	住民部住民人権課	1	2	1	1				0	第2次豊能町男女共同参画プラン	2013年4月 ～	0	1			
27	322	能勢町	総務課	1	2	1	1				0	第2次能勢町男女共同参画プラン	2016年3月 ～ 2026年2月	0	1			

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	担当課(室)名	所属	事務所掌	庁内連絡会議の有無	諮問機関の有無	男女共同参画に関する条例				男女共同参画に関する計画 (2022年4月1日現在で有効なもの)				
								有			無	有			無	
								条例名称	公布日(西暦)	施行日(西暦)	現在の状況	計画名称	計画期間	女性活躍推進法との関係	計画策定の方法	現在の状況
27	341	忠岡町	企画人権課	1	2	1	1	忠岡町男女共同参画推進条例	2013年3月4日	2013年4月1日		第2次忠岡町男女共同参画計画	2021年4月1日 ~ 2031年3月31日	1	1	
27	361	熊取町	人権・女性活躍推進課	1	2	1	1	熊取町男女共同参画推進条例	2013年3月29日	2013年4月1日		熊取町第2次男女共同参画プラン(改訂版)	2018年4月 ~ 2023年3月	1	1	
27	362	田尻町	総務部 企画人権課 人権・男女共生室	1	2	1	1	田尻町男女共同参画推進条例	2005年3月24日	2005年4月1日		第2次田尻町男女共同参画プラン(改訂版)	2015年4月1日 ~ 2025年3月31日	1	1	
27	366	岬町	岬町総務部人権推進課	1	2	1	1	岬町男女共同参画推進条例	2013年4月1日	2013年4月1日		第2次岬町男女共同参画プラン	2013年4月 ~ 2023年3月	0	1	
27	381	太子町	政策総務部住民人権課	1	2	1	1	太子町男女共同参画推進条例	2013年12月27日	2014年4月1日		第2次太子町男女共同参画推進計画	2020年4月 ~ 2030年3月	1	1	
27	382	河南町	人権男女共同社会室	1	2	1	1	河南町男女共同参画推進条例	2013年3月13日	2013年4月1日		河南町男女共同参画プラン第2期	2013年4月1日 ~ 2023年3月31日	0	1	
27	383	千早赤阪村	健康福祉部住民課	1	2	1	1	千早赤阪村男女参画推進条例	2016年3月23日	2016年4月1日		第2期千早赤阪村男女共同参画推進計画	2016年4月1日 ~ 2026年3月31日	1	1	

<選択肢回答>

所属

- 1 首長部局
- 2 教育委員会

事務所掌

- 1 男女共同参画・女性等を名称に冠した専管課
- 2 1ではない

庁内連絡会議

- 1 有
- 0 無

諮問機関

- 1 有
- 0 無

男女共同参画に関する条例

現在の状況

- 1 2023年3月末までの制定を目途に検討中
- 2 2022年度以降の制定を目途に検討中
- 3 その他
- 0 検討していない

男女共同参画に関する計画

女性活躍推進法の推進計画との関係

- 1 一体
- 0 一体でない

計画の策定方法

- 1 単独計画として策定
- 0 総合計画の一部として策定

現在の状況

- 1 策定予定有
- 0 策定予定無

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2022年4月1日現在で開設済の施設)							施設形態		管理・運営主体					
			名称	愛称・通称	郵便番号	所在地等				単独	複合	施設管理			事業運営		
						住所	電話番号	FAX番号	ホームページ			直営	指定管理者	その他	直営	指定管理者	その他
			32							6	26	21	10	1	19	8	6
27	100	大阪市	大阪市立男女共同参画センター中央館	クレオ大阪中央	543-0002	大阪市天王寺区上汐5-6-25	06-6770-7200	06-6770-7705	<a href="https://creo-osaka.or.jp/chuou/">https://creo-osaka.or.jp/chuou/</a>	○			○			○	
27	100	大阪市	大阪市立男女共同参画センター子育て活動支援館	クレオ大阪子育て館	530-0041	大阪市北区天神橋6-4-20	06-6354-0106	06-6354-0277	<a href="https://creo-osaka.or.jp/north">https://creo-osaka.or.jp/north</a>		○		○			○	
27	100	大阪市	大阪市立男女共同参画センター西部館	クレオ大阪西	554-0012	大阪市此花区西九条6-1-20	06-6460-7800	06-6460-9630	<a href="https://creo-osaka.or.jp/west/">https://creo-osaka.or.jp/west/</a>		○		○			○	
27	100	大阪市	大阪市立男女共同参画センター南部館	クレオ大阪南	547-0026	大阪市平野区喜連西6-2-33	06-6705-1100	06-6705-1140	<a href="https://creo-osaka.or.jp/south/">https://creo-osaka.or.jp/south/</a>		○		○			○	
27	100	大阪市	大阪市立男女共同参画センター東部館	クレオ大阪東	536-0014	大阪市城東区嶋野西2-1-21	06-6965-1200	06-6965-1500	<a href="https://creo-osaka.or.jp/east/">https://creo-osaka.or.jp/east/</a>		○		○			○	
27	140	堺市	男女共同参画交流の広場		599-8123	大阪府堺市東区北野田1077アミナス北野田3階	072-236-8266	072-236-8277	<a href="http://www.city.sakai.lg.jp/shisei/jinken/danjokyodosankaku/sodan">http://www.city.sakai.lg.jp/shisei/jinken/danjokyodosankaku/sodan</a>		○	○					○
27	140	堺市	堺市立男女共同参画センター	コクリコさかい	590-0955	大阪府堺市堺区宿院町東4丁1-27	072-223-9153	072-223-7685	<a href="https://www.city.sakai.lg.jp/smph/kosodate/shogai/shiryu_etc/shisetu/danjokyo-center/gaiyou.html">https://www.city.sakai.lg.jp/smph/kosodate/shogai/shiryu_etc/shisetu/danjokyo-center/gaiyou.html</a>	○		○			○		○
27	202	岸和田市	岸和田市立男女共同参画センター		596-0042	大阪府岸和田市加守町4丁目6番18号	072-441-2535	072-441-2536	<a href="https://www.city.kishiwada.osaka.jp/soshiki/20/">https://www.city.kishiwada.osaka.jp/soshiki/20/</a>		○	○			○		
27	203	豊中市	とよなか男女共同参画推進センター	すてっぷ	560-0026	大阪府豊中市玉井町1-1-501	06-6844-9772	06-6844-9706	<a href="https://toyonaka-step.jp">https://toyonaka-step.jp</a>		○		○			○	
27	204	池田市	池田市立ダイバーシティセンター		563-0058	大阪府池田市石橋1-23-6 ツナガリエ石橋5階	072-768-8020	072-735-7589	<a href="https://www.city.ikeda.osaka.jp/soshiki/siminseikatsu/jinkenbunka/diversity/index.html">https://www.city.ikeda.osaka.jp/soshiki/siminseikatsu/jinkenbunka/diversity/index.html</a>		○	○			○		
27	205	吹田市	吹田市立男女共同参画センター	デュオ	564-0072	吹田市出口町2-1	06-6388-1451	06-6385-5411	<a href="https://www.city.suita.osaka.jp/shisei/organization/1018768/1019229.html">https://www.city.suita.osaka.jp/shisei/organization/1018768/1019229.html</a>		○	○			○		
27	206	泉大津市	いずみおおつ男女共同参画交流サロン	にんじんサロン	595-0025	大阪府泉大津市旭町22-45 テクスピア大阪5階	0725-21-6555	0725-24-9017	<a href="https://ninjinsalon.org/">https://ninjinsalon.org/</a>		○	○					○
27	207	高槻市	高槻市立男女共同参画センター		569-0804	高槻市紺屋町1-2	072-685-3725	072-686-2455	<a href="https://www.city.takatsuki.osaka.jp/life/1/12/57/">https://www.city.takatsuki.osaka.jp/life/1/12/57/</a>		○		○		○		
27	208	貝塚市															
27	209	守口市															
27	210	枚方市	枚方市男女共生フロア・ウィル	ウィル	573-0032	枚方市岡東町12-3 ひらかたサンプラザ3号館	072-843-5636	072-843-5637	<a href="https://www.city.hirakata.osaka.jp/0000010792.html">https://www.city.hirakata.osaka.jp/0000010792.html</a>		○	○			○		
27	211	茨木市	茨木市立男女共生センターローズWAM	ローズWAM	567-0882	大阪府茨木市元町4番7号	072-620-9920	072-620-9921	<a href="https://www.city.ibaraki.osaka.jp/kikou/shimin/wam/index.html">https://www.city.ibaraki.osaka.jp/kikou/shimin/wam/index.html</a>	○		○			○		
27	212	八尾市	八尾市男女共同参画センター	すみれ	581-0003	大阪府八尾市本町3丁目9番7号 本町第2公園 八尾市公園管理事務所内 大阪府八尾市本町2丁目4番10号 八尾市立社会福祉会館2階(令和4年11月28日移転予定)	072-923-4940	072-923-4940	<a href="https://www.city.yao.osaka.jp/0000037746.html">https://www.city.yao.osaka.jp/0000037746.html</a>		○		○				○

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2022年4月1日現在で開設済の施設)														
			名称	愛称・通称	所在地等					施設形態		管理・運営主体					
					郵便番号	住所	電話番号	FAX番号	ホームページ	単独	複合	施設管理		事業運営			
												指定管理者	その他	直営	指定管理者	その他	
27	213	泉佐野市	いずみさの女性センター	なし	598-0005	大阪府泉佐野市市場東1丁目2-1レイクアルスタープラザ・カワサキ 生涯学習センター内	072-469-7125	072-469-7125	<a href="http://www.city.izumisano.lg.jp/kakuka/kyoudou/jinken/menu/ladyscenter/index.html">http://www.city.izumisano.lg.jp/kakuka/kyoudou/jinken/menu/ladyscenter/index.html</a>		○	○					○
27	214	富田林市	富田林市男女共同参画センターウイズ		584-0084	富田林市桜丘町2-8(すばるホール3階)	0721-23-0030	0721-23-0030	<a href="https://www.city.tondabayashi.lg.jp/soshiki/19/2108.html">https://www.city.tondabayashi.lg.jp/soshiki/19/2108.html</a>		○	○				○	
27	215	寝屋川市	寝屋川市立男女共同参画推進センター	ふらっとねやがわ	572-0042	大阪府寝屋川市東大和町2番14号市立産業振興センター(にぎわい創造館)5階	072-800-5789	072-800-5489	<a href="https://www.city.neyagawa.osaka.jp/organization_list/kikikanri/suishincenter/index.html">https://www.city.neyagawa.osaka.jp/organization_list/kikikanri/suishincenter/index.html</a>		○	○				○	
27	216	河内長野市	河内長野市男女共同参画センター		586-0025	大阪府河内長野市昭栄町7-1	0721-54-0003		<a href="https://www.city.kawachinagano.lg.jp/life/2/12/74/">https://www.city.kawachinagano.lg.jp/life/2/12/74/</a>		○	○				○	
27	217	松原市	松原市男女共同参画センター	はーとビュー	580-0023	松原市南新町2-141-1	072-332-5705	072-332-5710	<a href="https://www.city.matsubara.lg.jp/bunka/8997.html">https://www.city.matsubara.lg.jp/bunka/8997.html</a>		○	○				○	
27	218	大東市	大東市立生涯学習センター「アクロス」内男女共同参画ルーム	アクロス	574-0036	大東市末広町1-301 ローレルスクエア住道サンタワー内	072-869-6505	072-870-1405	<a href="http://www.daito-across.jp">http://www.daito-across.jp</a>		○	○					○
27	219	和泉市	和泉市男女共同参画センター	モアイずみ	594-0041	大阪府和泉市いぶき野五丁目4番7号	0725-57-6640	0725-57-6643	<a href="https://www.city.osaka-izumi.lg.jp/kakukano/soumubu/kyoudosankaku/gyoumu/moheizumi/index.html">https://www.city.osaka-izumi.lg.jp/kakukano/soumubu/kyoudosankaku/gyoumu/moheizumi/index.html</a>		○	○				○	
27	220	箕面市	箕面市男女協働参画ルーム		562-0015	大阪府箕面市稲1丁目14-5	072-724-6943	072-725-8360	<a href="https://www.city.minoh.lg.jp/daniyo/index.html">https://www.city.minoh.lg.jp/daniyo/index.html</a>		○	○				○	
27	221	柏原市	柏原市立男女共同参画センター	フローラルセンター	582-8555	大阪府柏原市安堂町1番55号	072-972-1501	072-972-2131	<a href="http://www.city.kashiwara.osaka.jp/">http://www.city.kashiwara.osaka.jp/</a>		○	○				○	
27	222	羽曳野市	はびきのレディースセンター		583-8585	羽曳野市誉田4-1-1	072-958-1111				○	○				○	
27	223	門真市	門真市女性サポートステーション	WESS	571-0066	大阪府門真市幸福町3-1 コア古川橋内	06-6900-8550	06-6900-8551	<a href="https://www.city.kadoma.osaka.jp/shisei/shisetsushokai/7/5613.html">https://www.city.kadoma.osaka.jp/shisei/shisetsushokai/7/5613.html</a>	○		○				○	
27	224	摂津市	摂津市立男女共同参画センター	ウイズせつつ	566-0021	大阪府摂津市南千里丘5番35号	06-4860-7112	06-4860-7113	<a href="http://www.with-settsu.jp">http://www.with-settsu.jp</a>		○	○				○	
27	225	高石市															
27	226	藤井寺市	男女共同参画ルーム		583-0035	大阪府藤井寺市北岡1-2-3市民総合会館本館3階	072-939-7020		<a href="https://www.city.fujiidera.lg.jp/soshiki/shiminseikatsu/kyoudoujinken/danjokyodosankaku/room.html">https://www.city.fujiidera.lg.jp/soshiki/shiminseikatsu/kyoudoujinken/danjokyodosankaku/room.html</a>		○	○				○	
27	227	東大阪市	東大阪市立男女共同参画センター	イコーラム	578-0941	東大阪市岩田町4-3-22-600	072-960-9201	072-960-9207	<a href="https://www.ikoramu.com/">https://www.ikoramu.com/</a>		○	○				○	
27	228	泉南市															
27	229	四條畷市	男女共同参画ルーム		575-8501	大阪府四條畷市中野本町1-1	072-877-2121	072-879-5955	<a href="https://www.city.shijonawate.lg.jp/">https://www.city.shijonawate.lg.jp/</a>	○		○				○	
27	230	交野市															
27	231	大阪狭山市	大阪狭山市男女共同参画推進センター	きらっとぴあ	589-0005	大阪狭山市狭山1丁目862-5	072-247-7047	072-247-7047	<a href="https://os-gender.jimdofree.com/">https://os-gender.jimdofree.com/</a>		○	○					○
27	232	阪南市															
27	301	島本町															
27	321	豊能町															
27	322	能勢町															
27	341	忠岡町															
27	361	熊取町															
27	362	田尻町															

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2022年4月1日現在で開設済の施設)																		
			名称	所在地等					施設形態		管理・運営主体										
				愛称・通称	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号	ホームページ	単独	複合	施設管理			事業運営						
												直営	指定管理者	その他	直営	指定管理者	その他				
27	366	岬町																			
27	381	太子町																			
27	382	河南町																			
27	383	千早赤阪村																			

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設 (2022年4月1日現在で開設済の施設)															
			名称	設立年月日	職員数(人)		予算額(千円)	主 な 事 業										
					常勤	非常勤		広報啓発	講座	相談事業	情報収集・提供	苦情処理	交流促進	企業・NPOとの連携	国際交流	調査研究	その他	
			32															
27	100	大阪市	大阪市立男女共同参画センター中央館	2001年8月31日	30	28	244,754	○	○	○	○		○	○			○	一時保育事業の実施
27	100	大阪市	大阪市立男女共同参画センター子育て活動支援館	1999年10月7日	14	6	59,046	○	○	○	○		○	○				一時保育事業の実施
27	100	大阪市	大阪市立男女共同参画センター西部館	1994年9月1日	5	1	31,775	○	○		○		○	○				一時保育事業の実施
27	100	大阪市	大阪市立男女共同参画センター南部館	1996年1月1日	9	6	50,151	○	○		○		○	○				一時保育事業の実施
27	100	大阪市	大阪市立男女共同参画センター東部館	1998年2月1日	9	3	45,736	○	○		○		○	○				一時保育事業の実施
27	140	堺市	男女共同参画交流の広場	2000年10月11日	0	23	6,747	○		○	○		○					男女共同参画に関する市民グループの活動の場の提供
27	140	堺市	堺市立男女共同参画センター	1980年9月1日	4	3	76,810	○	○	○	○		○					国際ガールズ・デー イベントの実施
27	202	岸和田市	岸和田市立男女共同参画センター	1989年11月1日	5	5	5,778	○	○	○	○		○					
27	203	豊中市	とよなか男女共同参画推進センター	2000年11月17日	12	9	154,094	○	○	○	○		○	○			○	男女共同参画の推進に関する会議・研修・催し物へのセンター施設提供事業
27	204	池田市	池田市立ダイバーシティセンター	2022年4月1日	1	8	7,092	○	○	○	○		○					
27	205	吹田市	吹田市立男女共同参画センター	1987年6月1日	6	3	67,989	○	○	○	○		○	○			○	一時保育事業の実施
27	206	泉大津市	いずみおおつ男女共同参画交流サロン	2006年10月1日	0	2	4,806	○	○		○		○	○				
27	207	高槻市	高槻市立男女共同参画センター	1996年6月1日	0	4	4,693	○	○	○	○		○					男女共同参画に関する活動団体への活動支援
27	208	貝塚市			0	0	0											
27	209	守口市			0	0	0											
27	210	枚方市	枚方市男女共生フロア・ウィル	1992年11月25日	11	13	11,651	○	○	○	○		○	○				
27	211	茨木市	茨木市立男女共生センターローズWAM	2000年4月1日	6	9	98,238	○	○	○	○		○					
27	212	八尾市	八尾市男女共同参画センター	2006年10月2日	0	1	10,817	○	○	○	○		○					
27	213	泉佐野市	いずみさの女性センター	1997年5月16日	0	0	2,844	○	○	○	○		○					
27	214	富田林市	富田林市男女共同参画センターウィズ	2000年9月1日	0	1	304				○							貸館業務
27	215	寝屋川市	寝屋川市立男女共同参画推進センター	2001年11月24日	7	5	4,076	○	○	○	○		○					
27	216	河内長野市	河内長野市男女共同参画センター	2002年7月9日	0	0	0	○	○	○	○	○					○	講演会、映画上映会の開催
27	217	松原市	松原市男女共同参画センター	2014年4月1日	9	1	3,053	○	○	○	○							
27	218	大東市	大東市立生涯学習センター「アクロス」内男女共同参画ルーム	2006年4月1日	1	0	1,934		○	○	○		○					男女共同参画社会推進を目的とした映画上映会
27	219	和泉市	和泉市男女共同参画センター	2003年4月27日	0	8	28,581	○	○	○	○		○	○				男女共同参画推進事業(オアシス)助成金事業
27	220	箕面市	箕面市男女協働参画ルーム	1996年4月1日	7	0	2,582	○	○	○	○							
27	221	柏原市	柏原市立男女共同参画センター	1995年11月24日	3	5	7,777	○	○	○	○		○	○				一時保育事業
27	222	羽曳野市	はびきのレディースセンター	2000年4月1日	0	0	0			○								会議室の貸出

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設 (2022年4月1日現在で開設済の施設)														
			名称	設立年月日	職員数(人)		予算額(千円)	主 な 事 業									
					常勤	非常勤		広報啓発	講座	相談事業	情報収集・提供	苦情処理	交流促進	企業・NPOとの連携	国際交流	調査研究	その他
27	223	門真市	門真市女性サポートステーション	2015年10月9日	2	0	17,875	○	○	○	○	○		○		○	第3次かどま男女共同参画プランの策定(～R4年度)
27	224	摂津市	摂津市立男女共同参画センター	1998年4月1日	2	7	6,901	○	○	○	○		○				
27	225	高石市			0	0	0										
27	226	藤井寺市	男女共同参画ルーム	2002年11月1日	0	1	0				○						自主活動のためのスペースの提供
27	227	東大阪市	東大阪市立男女共同参画センター	2003年4月14日	9	3	80,221	○	○	○	○		○	○	○	○	利用者への一時保育の提供等
27	228	泉南市			0	0	0										
27	229	四條畷市	男女共同参画ルーム	2009年10月1日	0	0	10			○	○						
27	230	交野市			0	0	0										
27	231	大阪狭山市	大阪狭山市男女共同参画推進センター	2008年9月1日	0	7	5,460	○	○	○	○		○			○	
27	232	阪南市			0	0	0										
27	301	島本町			0	0	0										
27	321	豊能町			0	0	0										
27	322	能勢町			0	0	0										
27	341	忠岡町			0	0	0										
27	361	熊取町			0	0	0										
27	362	田尻町			0	0	0										
27	366	岬町			0	0	0										
27	381	太子町			0	0	0										
27	382	河南町			0	0	0										
27	383	千早赤阪村			0	0	0										

市区町村別集計項目(男女共同参画に関する宣言、首長、自治会長等の状況)

大阪府

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画に関する宣言			首長、自治会長等の状況														
			宣言年月日	宣言名称	宣言の形態	市区長数	うち女性市区長数	女性比率(%)	副市区長数	うち女性副市区長数	女性比率(%)	町村長数	うち女性町村長数	女性比率(%)	副町村長数	うち女性副町村長数	女性比率(%)	自治会長数	うち女性自治会長数	女性比率(%)
				5		33	1	3.0	58	3	5.2	10	0	0.0	11	0	0.0	7,743	1,212	15.7
27	100	大阪市				1	0	0.0	3	0	0.0									
27	140	堺市	1995年1月21日	女と男がいきるのやSAKAI宣言	4	1	0	0.0	3	1	33.3									
27	202	岸和田市				1	0	0.0	2	0	0.0						150	9	6.0	
27	203	豊中市	2018年7月2日	イクボス宣言	1	1	0	0.0	2	1	50.0						469	97	20.7	
27	204	池田市				1	1	100.0	2	0	0.0						112	13	11.6	
27	205	吹田市				1	0	0.0	2	0	0.0						589	125	21.2	
27	206	泉大津市				1	0	0.0	1	0	0.0						86	11	12.8	
27	207	高槻市				1	0	0.0	2	0	0.0						1039	308	29.6	
27	208	貝塚市				1	0	0.0	2	1	50.0						101	11	10.9	
27	209	守口市				1	0	0.0	1	0	0.0						177	16	9.0	
27	210	枚方市				1	0	0.0	3	0	0.0						484		0.0	
27	211	茨木市				1	0	0.0	2	0	0.0						506	89	17.6	
27	212	八尾市				1	0	0.0	2	0	0.0						746	187	25.1	
27	213	泉佐野市				1	0	0.0	2	0	0.0						82	5	6.1	
27	214	富田林市				1	0	0.0	2	0	0.0						217	31	14.3	
27	215	寝屋川市				1	0	0.0	1	0	0.0						200	33	16.5	
27	216	河内長野市				1	0	0.0	2	0	0.0						382	66	17.3	
27	217	松原市				1	0	0.0	2	0	0.0						255	48	18.8	
27	218	大東市				1	0	0.0	1	0	0.0						51	1	2.0	
27	219	和泉市				1	0	0.0	2	0	0.0						200	16	8.0	
27	220	箕面市				1	0	0.0	2	0	0.0						315		0.0	
27	221	柏原市				1	0	0.0	1	0	0.0						115	3	2.6	
27	222	羽曳野市				1	0	0.0	1	0	0.0						198	38	19.2	
27	223	門真市				1	0	0.0	2	0	0.0						119	24	20.2	
27	224	摂津市				1	0	0.0	2	0	0.0						104	14	13.5	
27	225	高石市				1	0	0.0	2	0	0.0						51	8	15.7	
27	226	藤井寺市				1	0	0.0	1	0	0.0						45	1	2.2	
27	227	東大阪市				1	0	0.0	3	0	0.0						390	21	5.4	
27	228	泉南市	2012年12月19日	泉南市男女平等参画都市宣言	1	1	0	0.0	0	0							33	0	0.0	
27	229	四條畷市	2011年3月20日	男女共同参画都市宣言	1	1	0	0.0	1	0	0.0						32	3	9.4	
27	230	交野市				1	0	0.0	1	0	0.0						23	2	8.7	
27	231	大阪狭山市	2014年4月30日	大阪狭山市男女共同参画都市宣言	2	1	0	0.0	2	0	0.0						88	11	12.5	
27	232	阪南市				1	0	0.0	1	0	0.0						60	2	3.3	
27	301	島本町										1	0	0.0	1	0	0.0	49	8	16.3
27	321	豊能町										1	0	0.0	1	0	0.0	14	0	0.0



都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画に関する宣言			首長、自治会長等の状況														
			宣言年月日	宣言名称	宣言の形態	市区長数	うち女性市区長数	女性比率(%)	副市区長数	うち女性副市区長数	女性比率(%)	町村長数	うち女性町村長数	女性比率(%)	副町村長数	うち女性副町村長数	女性比率(%)	自治会長数	うち女性自治会長数	女性比率(%)
27	322	能勢町										1	0	0.0	1	0	0.0	44	0	0.0
27	341	忠岡町										1	0	0.0	1	0	0.0	21	0	0.0
27	361	熊取町										1	0	0.0	1	0	0.0	39	3	7.7
27	362	田尻町										1	0	0.0	1	0	0.0	3	0	0.0
27	366	岬町										1	0	0.0	2	0	0.0	61	1	1.6
27	381	太子町										1	0	0.0	1	0	0.0	47	4	8.5
27	382	河南町										1	0	0.0	1	0	0.0	33	3	9.1
27	383	千早赤阪村										1	0	0.0	1	0	0.0	13	0	0.0

<選択肢回答>

男女共同参画に関する宣言

宣言の形態

- 1 首長声明
- 2 議会の議決
- 3 庁内連絡会議の決定
- 4 その他







調査時点		議会関係は2022年7月1日(その他2022年4月1日)																	
都道府県	市区町村名	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査																	
		議員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問2 問1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問3 問1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問4 問3で1.を選択した場合該部分の条文(本文)を記入してください。	問5 問1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問6 問5で1.を選択した場合該部分の条文(本文)を記入してください。	問7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない										
		1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1.を選択した場合該部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。		1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例											
			議会名																
		30	1の合計	41	0	38		1					37	37	37	37	38	32	
		10	2の合計	1	30	3		40					3	3	3	3	4	3	
		0	3の合計	1	8			0					0	0	0	0	0	0	
		3	4の合計	0	3								3	3	3	3	1	5	
27	100	大阪府	1	大阪府職員旧姓使用取扱要綱(旧姓の使用) 第2条 職員は、法的な問題が生じるおそれなく、かつ対外的に誤解や混乱を招き、又は職務遂行上支障が生じるおそれのない範囲内において、旧姓を使用することができる。	大阪府議会	1	2	1	大阪府議会議員規則 第8条2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1		
27	140	堺市	1	「堺市職員旧姓使用取扱要綱」、「堺市職員通称使用取扱要綱」 ○「堺市職員旧姓使用取扱要綱」(趣旨) 第1条 この要綱は、職員が婚姻等により戸籍上の氏を改めた後も、職務遂行上、従前の氏(以下「旧姓」という。)を使用する場合の手続等について必要な事項を定めるものとする。 (旧姓使用の範囲) 第2条 職員は、次に掲げる場合を除き、文書等において旧姓を使用することができる。 (1) 文書等において旧姓を使用することにより、法令、条例等の規定に違反するおそれがある場合 (2) 文書等において旧姓を使用することにより、外部の機関等との関係から、円滑な事務の遂行に支障をきたすおそれがある場合 (3) 前2号に掲げるもののほか、実務上特段の支障が生じると認められる場合 ○「堺市職員通称使用取扱要綱」(趣旨) 第1条 この要綱は、性同一性障害の性別の取扱いの特例に関する法律(平成15年法律第111号)第2条に規定する医師の診察の結果、性同一性障害者と診断された職員が、戸籍法(昭和22年法律第224号)第107条の2の規定により戸籍上の名を変更するまでの間、職務遂行上、当該戸籍上の名と異なる名(以下「通称名」という。)を使用する場合の手続等について必要な事項を定めるものとする。 (通称名使用の範囲) 第2条 通称名を使用することができる文書等は、通称名を使用しても法令、条例等の規定に違反するおそれのないもので、公権力の行使に関する文書、職員の公務員としての地位又は権利義務に関する文書その他職務遂行上又は事務処理上誤解や混乱を生じさせるおそれのあるもの以外のものうち人事部長が指定するものとする。	堺市議会	1	2	1	堺市議会議員規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1		
27	202	岸和田市	2		岸和田市議会	1	2	1	岸和田市議会議員規則 第2条 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。			1						1	
27	203	豊中市	1	職員旧姓使用に関する要綱 第2条 旧姓の使用を希望する職員は、旧姓使用届(第1号様式)により、任命権者に届出を行うものとする。 第3条 前条第1項に規定する届出を行った職員は、職場において旧姓を使用するものとする。	豊中市議会	1	3	1	豊中市議会における出産に伴う欠席に関する細則 (出産による欠席) 第2条 女性議員が出席する場合に当該出産予定日前8週間(多胎妊娠の場合にあっては14週間)及び出産後8週間(当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。) 委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1	1
27	204	池田市	1	池田市職員旧姓使用取扱要領(抜粋) (目的) 第1条 この要領は、婚姻・養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の姓を改めた職員が、婚姻等の後も継続的な対人関係・実績の顕彰等を確保し、職場における男女平等と個人の尊重を実現するため、婚姻等の前の姓(以下「旧姓」という。)を使用することに関して必要な事項を定めることを目的とする。 (旧姓使用の届出) 第3条 旧姓を使用しようとする職員は、旧姓使用届(様式第1号)を、所属長を経て人事課に提出しなければならない。	池田市議会	1	2	1	池田市議会議員規則 第1章 第1節 第2条 第2項 第2章 第1節 第89条 第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1	

都 道 府 県	市 区 町 村	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査																	
			問1	問2	問3	問4	問5	問6	問7											
			議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない											
1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の出産	育児	家族の看護	家族の介護	疾病	その他								
27	205	吹田市	吹田市議員の旧姓に関する要領 第2条 旧姓は、旧姓使用の届出時の直前の姓とし、さらにその前の姓は除くものとする。ただし、旧姓使用の届出を既に行っている職員については、婚姻等により戸籍上の氏を改めた後も届出時の旧姓を使用することを可能とする。	吹田市議会	1	2	1	吹田市議会会議規則 第2条 2 前項の規定にかかわらず、議員は、産前又は産後の期間にあるため出席することができないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2					1	1	1	1	1	1	
27	206	泉大津市	泉大津市職員旧姓使用取扱要綱 (旧姓の使用) 第2条 職員は、市長に届け出ることにより、法令等に抵触するおそれなく、専ら職員の間で使用している文書、軽易な文書等で職務遂行上又は事務処理上誤解や混乱を招くおそれのないものにおいて、旧姓を使用することができる。	泉大津市議会	1	2	1	泉大津市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2						1	1	1	1	1	1
27	207	高槻市	高槻市職員旧姓使用取扱要綱 (趣旨) 第1条 この要綱は、職員が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)により戸籍上の氏を改めた後も婚姻等の前の氏(以下「旧姓」という。)を職場において使用することに関して必要な事項を定めるものとする。 (旧姓使用の申請) 第2条 旧姓を使用しようとする職員は、旧姓使用申請書(様式第1号)を所属長を経て任命権者に提出しなければならない。 (対象文書等) 第3条 前条の規定により旧姓を使用することができる文書等は、次に掲げるものとする。 (1) 専ら市の組織内で使用される文書等(ただし、職員の債権債務に係るものを除く。) (2) 前号に掲げるもののほか、旧姓を使用することにより、法的な問題が生じるおそれなく、かつ、職務遂行上支障がないと認められる文書等 (責務) 第4条 旧姓を使用する職員は、旧姓使用にあつては、常に市民、職員等に混乱が生じないように努めなければならない。 (旧姓使用の中止) 第5条 旧姓を使用する職員が旧姓使用を中止しようとするときは、旧姓使用中止届(様式第2号)を所属長を経て任命権者に提出しなければならない。 附則 この要綱は、平成16年11月1日から実施する。	高槻市議会	1	2	1	高槻市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 (欠席の届出) 第91条 委員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。 2 委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。	2					1	1	1	1	1	1	
27	208	貝塚市	貝塚市職員旧姓使用に関する要綱 (旧姓を使用する範囲) 第3条 前条の規定による届出を提出した職員(以下「旧姓使用職員」という。))は、次の各号に定める場合を除き、旧姓を使用できるものとする。 (1) 法令等により戸籍上の氏名を使用することが定められている場合 (2) その他職務遂行上又は事務処理上、誤解又は混乱を生ずるおそれのある場合	貝塚市議会	1	3	1	貝塚市議会会議規則 第2条 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間前日から当該出産の日後8週間(産前の届出の期間が7週間以内の場合にあつては、9週間)を経過する日(多胎妊娠の場合にあつては、出産予定日の14週間前日から当該出産の日後9週間を経過する日)までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2					1	1	1	1	1	1	
27	209	守口市	守口市職員旧姓使用に関する要綱 (旧姓を使用する範囲) 第3条 前条の規定による届出を提出した職員(以下「旧姓使用職員」という。))は、次の各号に定める場合を除き、旧姓を使用できるものとする。 (1) 法令等により戸籍上の氏名を使用することが定められている場合 (2) その他職務遂行上又は事務処理上、誤解又は混乱を生ずるおそれのある場合	守口市議会	1	2	1	守口市議会会議規則 第2条2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2					1	1	1	1	1	1	
27	210	枚方市	職員旧姓使用の取扱いに関する要綱第2条 職員は、市長に届け出ることにより、法的な問題が生じるおそれなく、かつ、職務遂行上支障が生じるおそれのない範囲内において、旧姓を使用することができる。	枚方市議会	1	3	1	枚方市議会会議規則 (欠席等の届出) 第2条 2 議員は、出産のため欠席の場合は、出産の予定日を起算日とする8週間(多胎妊娠の場合は、14週間)前日から出産の日の翌日を起算日とする8週間後の日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出ることができる。	2					1	1	1	1	1	1	
27	211	茨木市		茨木市議会	2									2	2	2	2	2	2	
27	212	八尾市		八尾市議会	1	2	1	八尾市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 第1項 略 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2					1	1	1	1	1	1	
27	213	泉佐野市	泉佐野市職員旧姓使用取扱要綱 第2条 職員は、法的な問題が生じるおそれなく、かつ、職務遂行上支障が生じるおそれのない範囲内において、市長に届け出ることにより旧姓を使用することができる。	泉佐野市議会	1	2	1	泉佐野市議会会議規則 第2条 職員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2					1	1	1	1	1	1	

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査																			
			職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問1	問2	問3	問4	問5	問6	問7												
				議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問1で1.を選択した場合、休業期間の報酬について減額の規定はあるか。	問5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない												
1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他										
27	214	富田林市	1	富田林市職員旧姓使用取扱要綱 第2条職員は、法的な問題が生じるおそれなく、かつ職務遂行上支障が生じるおそれがない範囲内において、旧姓を使用する	富田林市議会	1	3	1	富田林市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 第9条第2項 委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。	2						1	1	1	1	1	1	
27	215	寝屋川市	1	寝屋川市職員の通称の使用に関する取扱要綱 (通称の使用) 第2条 職員は、婚姻等による改姓前に使用していた氏又は住民票に記載されている通称を(以下これを「通称」という。)を職務遂行中における当該職員の氏名として使用することができる。	議会事務局	1	2	1	寝屋川市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。□□	2						1	1	1	1	1	1	
27	216	河内長野市	1	河内長野市職員旧姓使用取扱要領 (旧姓の使用) 第2条 職員(一般職の職員及び特別職の職員(任命権者、副市長、教育長、参与を除く。)をいう。以下同じ。)は、この要領の定めるところにより、文書等(次に掲げるものを除く。以下同じ。)に旧姓を使用することができる。 (1) 税務署、大阪府市町村職員共済組合、全国健康保険協会、日本年金機構、金融機関等の機関又は法人の円滑な事務の遂行に支障を及ぼすおそれのある文書等 (2) 人事・給与関係の電子情報処理組織に登録された情報に基づく文書等(前号に該当するもの及び人事異動評令を除く。) (3) 前2号に掲げるもののほか、旧姓を使用することにより法令上又は実務上支障が生じると認められる文書等	河内長野市議会	1	3	1	河内長野市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2						1	1	1	1	1	1	1
27	217	松原市	1	松原市職員の旧姓使用取扱いについて 本市職員が、婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)により、戸籍上の氏を改めた後も、婚姻等の前の氏(以下、「旧姓」という。)を職場において使用することについて下記のとおり取り扱うものとする。(旧姓の使用の手続等)1 職員は、法的な問題が生じるおそれなく、かつ職務遂行上支障が生じるおそれがない範囲内において、旧姓を使用することができることとする。	松原市議会	1	2	1	松原市議会会議規則 第2条 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2						1	1	1	1	1	1	
27	218	大東市	1	大東市職員服務規程 (旧姓の使用) 第9条 職員が、婚姻等により戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を改めた場合において、その後も継続的な対人関係及び業績の顕彰等を確保し、男女平等及び個人の尊厳を実現するため、法令等その他旧姓を使用できないと市長が認める場合を除き、引き続き旧姓を使用することができる。 2 旧姓を使用しようとする職員は、旧姓使用届(様式第2号)を所属長を経て、人事主管課長に届け出るとし、旧姓を使用する職員が、その使用を中止しようとするときは、旧姓使用中止届(様式第3号)を所属長を経て、人事主管課長に届け出なければならない。	大東市議会	1	2	1	大東市議会会議規則 第2条 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2						1	1	1	1	1	1	1
27	219	和泉市	1	和泉市職員の旧姓使用取扱規定 (趣旨) 第1条 この規程は、職員が婚姻その他の事由により氏を改めることによる不利益・不都合を軽減し、社会活動の継続性を確保するために、婚姻等により戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することについて必要な事項を定めるものとする。 (旧姓使用の届出等) 第2条 氏を改める職員が旧姓を使用しようとするものは、旧姓使用届(様式第1号)を、市長に届け出るとする。 2 前項の届出を受理した場合、市長は、法的な問題が生じる恐れがなく、その職務遂行上支障を生じる恐れのない範囲内において、旧姓の使用を認め、速やかに旧姓使用職員台帳(様式第2号)に記入し、適正な運用管理に努めなければならない。 (対象文書等) 第3条 前条の規定により旧姓を使用することができる文書等は、次に掲げるものとする。 (1) 専ら市の組織内で使用される文書等(職員の権利義務に係るものを除く。) (2) 職員の権利及び義務に係る文書等のうち、職員の同一性の確認が容易であって、旧姓使用を原因とする紛争が生じる恐れがないもの (3) 前2号に掲げるもののほか、旧姓を使用することにより、法的な問題が生じる恐れがなく、かつ、職務遂行上支障がないと認められる文書等 (旧姓使用者の責務) 第4条 第2条の規定により旧姓を使用することできる職員は、前条各号に掲げる文書等に氏名等を表示する場合は、必ず旧姓を使用することとし、常に市民、他の職員等に誤解や混乱が生じないように、努めなければならない。 2 所属長は、所属職員の適切な旧姓の使用に、必要な指示及び命令を行うことができる。 (旧姓使用の中止) 第5条 旧姓を使用する職員が旧姓使用を中止しようとするものは、旧姓使用中止届(様式第3号)により、市長に届け出なければならない。 (実施日) 平成13年10月1日から実施する。	和泉市議会	1	2	1	和泉市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2						1	1	1	1	1	1	4

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査																		
				議会名	問1	問2	問3	問4	問5	問6	問7											
					議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問1で1.を選じた場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問1で1.を選じた場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問3で1.を選じた場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問1で1.を選じた場合、休業期間の報酬について減額の規定はあるか。	問5で1.を選じた場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他					
			1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。		1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。		1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例												
27	220	箕面市	箕面市職員旧姓使用取扱要領 第1条 この要領は、婚姻・養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の姓を改めた職員が、婚姻等の後も継続的な対人関係、業績の顕彰等を確保し、職場における男女平等と個人の尊重を実現するため、婚姻等の前の姓(以下「旧姓」という。)を使用することに関して必要な事項を定めることを目的とする。	箕面市議会	1	2	1	箕面市議会会議規則 第一章 総則 (参集) 第一条 議員は、招集の当日開議時刻前に議事堂に参集し、その旨を議長に通告しなければならない。 (欠席、遅刻又は早退の届出) 第二条 議員は、事故公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため欠席し、遅刻し、又は早退するときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のため欠席できないときは、日数を定めて出産予定日の六週間(多胎妊娠の場合にあつては、十四週間)前日から当該出産の日後八週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2						1	1	1	1	1	1	1	
27	221	柏原市	柏原市職員旧姓使用取扱要領 (旧姓の使用) 第2条 議員は、法的な問題が生じるおそれなく、かつ対外的に誤解や混乱を招き、又は職務遂行上支障が生じるおそれのない範囲内において、旧姓を使用することができる。	大阪府柏原市議会	1	4	2		2					2	2	2	2	1	1			
27	222	羽曳野市	羽曳野市職員旧姓使用取扱要領 (旧姓使用の届出) 第2条 旧姓を使用しようとする職員は、旧姓使用届(様式第1号)を所属長を通じて任命権者に提出するものとする。 2 使用する旧姓は、直前に称していた姓とする。 (旧姓使用することができるもの) 第3条 旧姓を使用することができる場合は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。 (1) 法的な問題を生じるおそれなく、かつ、職員の同一性の確認が容易にできるもの (2) 職務遂行上又は事務処理上、誤解又は混乱を生じるおそれのないもの	羽曳野市議会	1	2	1	羽曳野市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため欠席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のため欠席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2					1	1	1	1	1	1	1	1	
27	223	門真市	門真市職員の旧姓使用の取扱いに関する要領 第2条第1項 議員は、市長に届け出ることにより、法的な問題が生じるおそれなく、かつ、職務遂行上支障が生じるおそれのない範囲内において、旧姓を使用することができる。	門真市議会	1	3	1	門真市議会会議規則 第1節 総則(欠席等の届出) 第2条 2議員は、出産のため欠席するときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2					1	1	1	1	1	1	1	1	
27	224	摂津市	摂津市職員旧姓使用取扱要領 (趣旨) 第1条 この要領は、職員が婚姻・養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)により、戸籍上の氏を改めた後も、婚姻等の前の氏(以下「旧姓」という。)を職場において使用することに関し必要な事項を定めるものとする。 (旧姓の使用の届出) 第2条 旧姓を使用しようとする職員は、旧姓使用届(様式第1号)を、所属長を経て任命権者に提出しなければならない。 (旧姓使用ができない書類等) 第3条 次に掲げる書類等については、旧姓を使用することができない。 (1) 法令等により戸籍上の氏名を使用することが定められている書類等 (2) 給与、税金、共済等職員の債務債権に関して本人を特定する必要がある書類等 (3) 対外的に身分を証明するために氏名を記載する書類等 (旧姓使用職員の責務等) 第4条 旧姓を使用する職員は、旧姓使用に当たっては、常に市民、職員等に混乱が生じないように努めなければならない。 (旧姓使用の中止) 第5条 旧姓を使用する職員が旧姓の使用を中止しようとするときは、旧姓使用中止届(様式第2号)を所属長を経て任命権者に提出しなければならない。 (委任) 第6条 この要領に定めるもののほか、旧姓の使用に関し必要な事項は、市長公室長が定める。 附 則 この要領は、平成16年10月1日から施行する。 附 則 この要領は、令和3年7月1日から施行する。	摂津市議会	1	2	1	摂津市議会会議規則 議員は、出産のため欠席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2					1	1	1	1	1	1	1	1	
27	225	高石市		高石市議会	1	2	1	高石市議会会議規則 第2条 略 2 議員は、出産のため欠席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 (平27規1・令3規1一改)	2					1	1	1	1	1	1	1	1	
27	226	藤井寺市	藤井寺市職員の旧姓使用に関する要領 第一条 この要領は、職員が婚姻・養子縁組その他の事由によりその戸籍上の氏を改めた後も、その職業生活上の支障を回避できるよう、希望により改める前の氏(以下「旧姓」という。)を使用することに関し、必要な事項を定めるものとする。	藤井寺市議会	1	2	1	藤井寺市議会会議規則 第二条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため欠席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 二 議員は、出産のため欠席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2					1	1	1	1	1	1	1	1	



都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査																			
				問1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問2 問1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問3 問1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問4 問3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問5 問1で1.を選択した場合、休業期間の報酬について減額の規定はあるか。	問6 問5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない													
											1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他					
			1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例														
27	227	東大阪市	東大阪市職員旧姓使用取扱規定 (趣旨) 第1条 この訓令は、職員が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等による改姓前の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに関して必要な事項を定める。 (定義) 第2条 この訓令において、「職員」とは、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第2項に規定する一般職に属する職員(地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(単純な労務に雇用される一般職非常勤職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成26年東大阪市条例第49号)第1条に規定する一般職非常勤職員及び東大阪市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年東大阪市条例第2号)附則第2項の規定の適用を受ける職員を除く。))を除く。をいう。 (旧姓を使用することができる文書等の範囲) 第3条 旧姓を使用することができる文書等の範囲は、次の各号のいずれにも該当するものとする。 (1) 旧姓を使用することにより、法的な問題を生じるおそれなく、かつ、職員の同一性の確認が容易にできるもの (2) 旧姓を使用することにより、職務遂行上又は事務処理上、誤解又は混乱を生じおそれのないもの	東大阪市議会	1	2	1	東大阪市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 第91条第2項 委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。	2							1	1	1	1	1	1		
27	228	泉南市	4	四條畷市職員旧姓等使用取扱要綱 (趣旨) 第1条 この要綱は、職員が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏名(外国人登録上のものを含む。以下同じ。)を改めた後も、当該婚姻等により改める前の戸籍上の氏名(以下「旧姓等」という。)を職務上使用することに関して必要な事項を定めるものとする。 (旧姓等の使用) 第2条 職員は、次に掲げる場合を除き、任命権者の承認を受けて、職務上旧姓等を使用することができる。 (1) 法律、条例その他の国又は地方公共団体の規定に抵触する場合 (2) 職務遂行上又は事務処理上誤解や混乱を招くおそれがある場合 (使用の申請) 第3条 職員は、前条の規定により旧姓等の使用の承認を受けようとするときは、旧姓等使用承認申請書(様式第1号)により任命権者に申請しなければならない。 (使用の承認) 第4条 任命権者は、前条の規定による申請があった場合にあって旧姓等の使用を承認したときは、旧姓等使用承認通知書(様式第2号)により当該職員に通知するものとする。 (他の任命権者の承認を受けた者の取扱い) 第5条 第2条の規定により旧姓等の使用の承認を受けて旧姓等を使用している職員(以下「旧姓等使用職員」という。))が、人事異動等により他の任命権者に属することとなった場合は、その属することとなった任命権者の承認を受けたものとみなし、引き続き旧姓等を使用することができるものとする。 (使用の中止) 第6条 旧姓等使用職員が、その使用を中止しようとするときは、旧姓等使用中止届(様式第3号)を任命権者に提出しなければならない。 (責務) 第7条 旧姓等使用職員は、旧姓等を使用するにあたって、常に市民、職員等に誤解や混乱が生じないように努めなければならない。 (委任) 第8条 この要綱の実施に関して必要な事項は、各任命権者が定める。 附 則 (施行期日) 1 この要綱は、平成13年7月1日から施行する。 (経過措置) 2 この要綱の施行の日前に婚姻等によって戸籍上の氏名を改めた職員は、第3条に規定する旧姓等使用承認申請書を提出することにより、旧姓等の使用の承認を受けることができる。	大阪府泉南市議会	1	4	2	四條畷市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間(多胎妊娠の場合にあっては、10週間)を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。ただし、出産後において医師等の特別の指示の診断書により当該期間を延長する必要があるときは、当該出産の日後10週間(多胎妊娠の場合にあっては、12週間)を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができるものとする。	2							4	4	4	4	4	4	4
27	229	四條畷市	1	四條畷市議会	1	2	1	2								1	1	1	1	1	1	4	
27	230	交野市	2	交野市議会	1	4	2	2								4	4	4	4	2	1		
27	231	大阪狭山市	1	大阪狭山市議会	1	2	1	2								1	1	1	1	1	1		
27	232	阪南市	1	阪南市議会	1	2	1	2								1	1	1	1	1	1		

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査																		
				議会名	問1	問2	問3	問4	問5	問6	問7											
					議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問1で1.を選択した場合、休業期間の報酬について減額の規定はあるか。	問5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他					
			1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。		1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。		1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例												
27	301	島本町	島本町職員旧姓使用取扱要綱 第2条 職員は、町長に届け出ることにより、法的な問題が生じるおそれなく、かつ、職務遂行上支障が生じるおそれのない範囲内において、旧姓を使用することができる。	島本町議会	1	2	1	島本町議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2								1	1	1	1	1	1
27	321	豊能町		豊能町議会	1	3	1	豊能町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2								1	1	1	1	1	1
27	322	能勢町		能勢町議会	1	3	1	能勢町議会会議規則 第2条第2項	2								1	1	1	1	1	4
27	341	忠岡町		忠岡町議会	1	2	1	忠岡町議会会議規則 第2条第2項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のために出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2								1	1	1	1	1	1
27	361	熊取町	職員旧姓使用取扱要綱 第2条 職員は、旧姓使用届(様式第1号)を町長に提出することにより、法的な問題が生じるおそれなく、かつ、職務遂行上支障が生じるおそれのない範囲内において、旧姓を使用することができる。	熊取町議会	1	2	1	熊取町議会会議規則 第2条第2項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議員に欠席届を提出することができる。	2								1	1	1	1	1	1
27	362	田尻町	田尻町職員旧姓使用取扱要綱 (趣旨) 第1条 この要綱は、田尻町職員(以下「職員」という。)が婚、姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)により、戸籍上の氏を改めた後も、引き継ぎ婚姻等による改姓前の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに関し必要な事項を定めるものとする。 (対象文書等) 第2条 旧姓を使用することができる文書等は、専ら職員の間で使用している文書等で、法令その他の規程の規定に反するおそれなく、かつ、職務遂行上又は事務処理上、誤解又は混乱を生じるおそれのないものとして、町長が認めるものとする。 (旧姓使用の申出) 第3条 職員は、旧姓を使用しようとするときは、旧姓使用届(様式第1号)を町長に提出しなければならない。 (旧姓使用の承認) 第4条 町長は、前項の届出を承認したときは、旧姓使用承認通知書(様式第2号)により職員に通知するものとする。 (旧姓使用の中止) 第5条 旧姓の使用の承認を受けた職員(以下「旧姓使用職員」という。)は、旧姓の使用を中止しようとするときは、旧姓使用中止届(様式第3号)を町長に提出しなければならない。 2 前項の旧姓使用中止届を提出した職員は、当該旧姓を使用することができないものとする。 (旧姓使用の取消) 第6条 町長は、旧姓の使用を承認した後において、当該旧姓の使用が職務遂行上又は事務処理上その他事由により支障があると認めるときは、当該旧姓の使用に係る承認を取消することができる。 (旧姓使用職員の責務等) 第7条 旧姓使用職員は、第2条に規定する文書等に氏名を表示するときは、必ず旧姓を使用することとし、常に住民、他の職員等に誤解や混乱が生じないように努めなければならない。 2 職員は、文書等に旧姓使用職員の氏名を表示するときは、旧姓を使用するものとする。 (委任) 第8条 この要綱に定めるもののほか、旧姓の使用に関し必要な事項は、別に定める。 附 則 この要綱は、平成29年2月1日から施行する。	田尻町議会	1	2	1	田尻町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2								1	1	1	1	1	4
27	366	岬町		岬町議会	3												4	4	4	4	2	2

都 道 府 県 コ ロ ド	市 区 町 村 名	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査																				
			問1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問2 問1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問3 問1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問4 問3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問5 問1で1.を選択した場合、休業期間の報酬について減額の規定はあるか。		問6 問5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。		問7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない												
							1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他				
27	381	太子町	1	太子町職員旧姓使用取扱要綱 (旧姓の使用) 第2条 職員は、法的な問題が生じるおそれなく、かつ職務遂行上支障が生じるおそれのない範囲内において、旧姓を使用することができる。	太子町議会	1	2	1	太子町議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合であつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2							1	1	1	1	1	1	
27	382	河南町	2		河南町議会	1	2	1	河南町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2								1	1	1	1	1	1
27	383	千早赤阪村	4		千早赤阪村議会	1	2	1	千早赤阪村議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2								2	2	2	2	2	2

調査時点 議会関係は2022年7月1日(その他2022年4月1日)

都道府県	市区町村名	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査														地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)に、男女共同参画担当部署又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。							
		問8 議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	問9 議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	問10 議会におけるハラスメント防止に関する取組を行っているか。	問11 問10で1.を選択した場合、行っている取組みは、次のうちどれか。				問12 問11で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問13 内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」の利用	問14 男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っているかどうか。	問15 議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問16 問15で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問17 政治分野の男女共同参画のため実施していることがあればご記入ください。									
		1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置されている。(常設)がされている。(臨時のものも含む) 2. 授乳等に必要の場所の設置または提供がされている。 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 関係するハラスメントを規定している。 2. ハラスメントを規定しているが、ハラスメントを防止する目的を明記していない。 3. ハラスメントを規定しているが、ハラスメントを防止する目的を明記している。 4. その他	1. 利用している。 2. 利用していないが、今後利用予定である。 3. 利用していない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めている。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したことはない。	1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)	左記で、1.を選択した場合該当部分の規定を記入してください。	0	2	13	5	0	0	0	3	2	7	10		
																						2	31
																							2
																							41
																							38
27	100	大阪市	4	4	3																		19
27	140	堺市	2	2	1							2	1	2									3
27	202	岸和田市	4	4	1	1							3	4									2
27	203	豊中市	4	4	2									2	1								1
27	204	池田市	4	4	1	1						2	3	2									2

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査											地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)に、男女共同参画担当部署又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。				
			問8 議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	問9 議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	問10 議会におけるハラスメント防止に関する取組を行っているか。	問11 問10で1. を選択した場合、行っている取組みは、次のうちどれか。	問12 問11で、1. を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問13 内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」の利用	問14 男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っているか。	問15 議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問16 問15で、1. を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問17 政治分野の男女共同参画のために実施していることがあればご記入ください。						
			1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置されている。(常設)がされている。(臨時のものも含む) 2. 授乳等に必要の場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 関するハラスメント(規定)がある倫理防規に 2. 議員向けにハラスメント防止研修 3. ハラスメント防止研修 4. その他	その他内容	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 職員 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第2項に規定する一般職の職員並びに同条第3項第1号から第2号まで、第3号、第3号の2及び第5号に規定する特別職の職員(市議会議員を除く。)をいう。 (2) ハラスメント パワー・ハラスメント(職務に関する権力的な関係を背景として行われる、業務上必要かつ相当な範囲を超えた言動によって相手方に対して精神的若しくは身体的な苦痛を与え、人格若しくは尊厳を害し、又は勤務環境を害することとなる行為をいう。)、セクシュアル・ハラスメント(性的な言動により相手方に対して不快感を与える行為若しくはその行為によりその者の勤務環境を害し、又は勤務条件に不利なを与えることとなる行為をいう。)、妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント(職場において、妊娠したこと、出産したこと若しくは妊娠若しくは出産に起因する症状により勤務することができないこと等を理由とする言動又は妊娠、出産、育児若しくは介護に関する制度若しくは措置の利用に関する言動によりその者の勤務環境が害されることとなる行為をいう。)、その他の誹謗、中傷、風評等により相手方に対して人格を侵害し、又は不快にさせる行為をいう。 (職員及び市議会議員の責務) 第3条 職員及び市議会議員は、他の職員及び市議会議員を職務遂行上の対等なパートナーとして互いに人権を尊重し、他の職員及び市議会議員に対しハラスメントをしてはならない。 2 市長及び副市長は、職員がその能力を十分に発揮できるような職場環境を確保するため、職員に対するハラスメントの防止及びハラスメントを受けた職員への配慮に努めるとともに、ハラスメントに起因して職員の職場環境が害され、又は職員に不利益が生じた場合は、必要な措置を迅速かつ適切に講じなければならない。 3 市議会議員及び市議会副議長は、市議会議員がその能力を十分に発揮して活動できる環境を確保するため、市議会議員に対するハラスメントの防止及びハラスメントを受けた市議会議員への配慮に努めるとともに、ハラスメントに起因して市議会議員が活動できる環境が害され、又は市議会議員に不利益が生じた場合は、必要な措置を迅速かつ適切に講じなければならない。 (研修等) 第4条 市長は、職員のハラスメントに係る認識の向上に関して、その防止に係る実効性を高めるために必要な研修を実施するとともに、不断の自己研鑽に努めなければならない。 2 市議会議員は、市議会議員のハラスメントに係る認識の向上に関して、その防止に係る実効性を高めるために必要な研修を実施するとともに、不断の自己研鑽に努めなければならない。 (委任) 第5条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長又は市議会議員が別に定める。 附 則 この条例は、公布の日から施行する。										1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)
27	204	池田市																
27	205	吹田市	4	4	3								吹田市議会議員の旧姓使用の取扱いに関する事務局内規 目的 第1条 この内規は吹田市議会議員(以下「議員」という。)が婚姻、実子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。))において戸籍上の姓を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の姓(以下「旧姓」という。)を議員活動に使用することに關し必要な事項を定めるものとする。	1	吹田市地域防災計画 第2 災害対策本部の事務分掌 災害対策本部体制が設置された場合の各部の事務分掌及び部長、班長等は次のとおりとする。 なお、対策の目的や実施場所が同一の事務については、関係部班は連携して行うこととする。 人権政策室、男女共同参画センターは相談班にあたる。 1市民からの災害関連の問合せ・相談(電話・フックンリによるも含む。)に関すること。 2相談事項の処理のための各班への要請に関すること。 3市民相談等の状況を応急情報として本部に報告すること。 4物産の安定に関すること。 5要配慮者の救援・救護対策に関すること。			
27	206	泉大津市	4	4	1	4	ハラスメント等を含むコンプライアンスに関する書籍を購入し、全議員に配布									2		

都 道 府 県	市 区 町 村	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査														地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)に、男女共同参画担当部局又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。
		問8 議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	問9 議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	問10 議会におけるハラスメント防止に関する取組を行っているか。	問11 問10で1.を選択した場合、行っている取組は、次のうちどれか。	問12 問11で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問13 内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」の利用	問14 男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っているか。	問15 議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問16 問15で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問17 政治分野の男女共同参画のため実施していることがあればご記入ください。	1. 位置づけられた規定がある。	左記で、1.を選択した場合、該当部分の規定を記入してください。			
		1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置されている。(常設)がされている。(臨時のものも含む) 2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1 関する規定(ハラスメント防止)がある倫理規程 2 議員ハラスメント防止に関する取組を設けている 3 議員ハラスメント防止に関する取組を設けている 4 その他		1. 利用している。 2. 利用していないが、今後利用予定である。 3. 利用していない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めている。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したことはない。		1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)					
27	207	高槻市	4	4	3				3	2		1	高槻市地域防災計画 市は男女共同参画の視点から、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、また、男女共同参画センターが地域における防災活動の推進拠点となるよう、平時及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し、明確化しておくよう努める。			
27	208	貝塚市	4	4	1	1		貝塚市議会議員政治倫理条例 第3条 議員は、次に掲げる政治倫理基準(以下「政治倫理基準」という。)を遵守しなければならない。 (9)セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント等公序良俗に反する言動その他他人権侵害のおそれのある行為をしないこと。		3	4		2			
27	209	守口市	4	4	3						守口市議会議員の身上調書等に関する要綱 第4条 議員氏名として、当選証書記載の氏名に替えて公職選挙法制度の通称(以下「通称」という。)を使用しようとする議員は、任期開始後、速やかに、通称使用届(様式第2号)を提出するものとする。 2 通称使用届の提出がない場合は、当選証書記載の氏名を議員氏名として使用するものとする。		2			
27	210	枚方市	4	4	3				3	4		2				
27	211	茨木市	2	2	3					3	2	1	茨木市地域防災計画 第1部 総則 第4章 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱 1 茨木市 (3) 市民対策部(部長:市民文化部長) ア 避難所・市民相談班(〇市民協働推進課、市民生活相談課、文化振興課、スポーツ推進課、市民課、人権・男女共生課、(各避難所委員)) 【災害予防対策】 ・外国人に対する支援体制整備に関すること 【災害応急対策・復旧・復興対策】 ・避難者の誘導に関すること ・避難所の運営に関すること ・福祉避難所(市民文化部所管)の運営に関すること ・自治会長等地域住民との連絡調整に関すること ・市民災害相談窓口の開設に関すること ・遺体の収容及び火葬に関すること ・部内各課との連絡調整並びに本部との連絡に関すること ・物産の安定監視に関すること ・被災物の保護及び受入れに関すること ・避難所の運営の総合調整に関すること ・文化・スポーツ施設等(市民文化部所管)の管理に関すること			
27	212	八尾市	4	4	2					3	2		2			
27	213	泉佐野市	4	4	1		3		3	1	1	2	泉佐野市議会議員通称等の使用に関する取扱要綱 第2条 議員は、議会において使用する氏名について、次の各号のいずれかに該当するときは、それぞれ当該各号に定める通称等を使用することができる。 (1) 公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第88条第8項に規定する通称として認められる場合 当該通称 (2) 婚姻、養子縁組等の事由により氏に変更があった場合 変更前の氏			
27	214	富田林市	4	4	3					3	4		2			
27	215	寝屋川市	4	1	3					3	2		2			
27	216	河内長野市	4	4	3					3	4		2			
27	217	松原市	4	4	3					3	2		2			

都 道 府 県	市 区 町 村	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査														地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)に、男女共同参画担当部局又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。
		問8 議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	問9 議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	問10 議会におけるハラスメント防止に関する取組を行っているか。	問11 問10で1. を選択した場合、行っている取組みは、次のうちどれか。				問12 問11で、1. を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問13 内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」の利用	問14 男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っているか。	問15 議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問16 問15で、1. を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問17 政治分野の男女共同参画のために実施していることがあればご記入ください。		
		1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置されている。(常設)がされている。(臨時のものも含む) 2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1 関 定するハ ラ等(規 定メン がある 倫理防 規止	2 議 員向メ ン を設 置して いる	3 議 員を ハ ラ ス メ ン ト 防 止 に 関 する 研 修	4 その他	その他内容	1. 利用している。 2. 利用していないが、今後利用予定である。 3. 利用していない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めている。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したことはない。	問15で、1. を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)		
27	218	大東市	4	4	3						3	1	大東市議会議員の通称名等の使用に関する規程 第2条 議員は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に定める通称名等を議員氏名に使用することができる。 (1) 公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第89条第5項において準用する同令第88条第8項の規定による認定を受けた場合 当該認定を受けた通称名 (2) 結婚、養子縁組等の事由により戸籍の氏に変更があった場合 変更前の戸籍の氏による氏名	2		
27	219	和泉市	4	4	3						3	2		2		
27	220	箕面市	4	4	1			3			3	4		2		
27	221	柏原市	4	1	3						3	2		1 地域防災計画 柏原市防災会議委員に人権推進部「男女共同参画センター長」を委嘱している。		
27	222	羽曳野市	4	4	3						3	4		2		
27	223	門真市	4	4	3						3	4		1 門真市地域防災計画 資料編 ※資料1-4「門真市災害防災対策本部事務分掌」から下記を引用 班名・班長 災害相談班・人権市民相談課長 部署名 地域政策課市民課 人権市民相談課 主な事務分掌 1災害に関する苦情受付及び処理に関すること 2市民の災害相談に関すること 3被災者応急用品等の確保、あつせん並びに物価の安定監視に関すること 4施設利用者の安全確保及び施設の被害状況の調査に関すること 5部内の連絡調整に関すること 6本部の指示による各部局の応援に関すること		
27	224	摂津市	4	4	3						3	4		2		
27	225	高石市	4	4	3						3	2		2		
27	226	藤井寺市	4	4	3						3	4		2		
27	227	東大阪市	4	4	3						3	2		1 東大阪市地域防災計画 -第3編第2章第5節 指定避難所の運営等(実施担当) 防災体制部局等(公民連携協働室、人権文化部、市民生活部、福祉部、生活支援部、建築部) 1. 指定避難場所の管理・運営 (3)キ. 避難の長期化等の状況に応じた、プライバシーの確保及び男女のニーズの違い等男女双方の視点への配慮 -第5編第2章第14節 指定避難所の運営等(実施担当) 防災体制部局等(公民連携協働室、人権文化部、市民生活部、福祉部、生活支援部、建築部) 1. 指定避難場所の管理・運営 (3)キ. 避難の長期化等の状況に応じた、プライバシーの確保及び男女のニーズの違い等男女双方の視点への配慮		
27	228	泉南市	4	4	3						3	4		2		
27	229	四條畷市	4	2	1			1			3	2		2 四條畷市議会基本条例 (議員の政治倫理) 議員は、市民の厳粛な信託を受けた市民全体の奉仕者として、その倫理性を常に自覚し、公正、誠実を基本として、厳しい倫理意識に徹して積極的に活動するものとする。		
27	230	交野市	4	4	1			1			3	1		2 交野市議会基本条例 (議員の政治倫理) 第23条 議員は、選挙で選ばれた市民の代表としての倫理観を持ち、品位の保持に努めなければならない。 交野市議会申し合わせ事項(※内部的な取り決めとして定めている) 14. その他 (2)旧姓使用について 議員が旧姓を使用する場合、市の取り扱いに準じて、議長(正副議長が選任されていないとき)あつては議会事務局長)宛に、戸籍抄本を添付して旧姓使用申出書を提出すること。(平成19年10月1日)		
27	231	大阪狭山市	4	4	3						3	4		1 大阪狭山市地域防災計画P25 男女共同参画等の視点を取入れた、多様な主体との連携・協働		

都 市 道 区 府 町 村 区 町 村 区 名	市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 する 調 査														地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)に、男女共同参画担当部署又は男女共同参画センターのために実施していることがあればご記入ください。
	問8 議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	問9 議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	問10 議会におけるハラスメント防止に関する取組を行っているか。	問11 問10で1.を選じた場合、行っている取組みは、次のうちどれか。				問12 問11で、1.を選じた場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問13 内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」の利用	問14 男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っているかどうか。	問15 議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問16 問15で、1.を選じた場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問17 政治分野の男女共同参画のため実施していることがあればご記入ください。		
27 232 阪南市	4	4	3	1	2	3	4	その他内容		3	1		2	議会運営委員会申合せ事項 17 議員氏名の通称使用については、次のとおりとする。 (1) 通称(公職選挙法制度の通称)を議員氏名として使用したい議員は、任期開始時に議長に対し通称使用許可の申請をすることとし、議長の許可により、その任期中、本名に代えて通称を使用することができる。ただし、任期開始時に議長が選出されていない場合は、会派代表者会です承ることにする。 (2) 任期中における通称使用は、戸籍簿上の氏名の変更により本名を変更する場合に限る。この場合において、通称(旧姓等)を議員氏名として使用したい議員は、議長に対し通称使用許可の申請をすることとし、議長の許可により、その任期中、本名に代えて通称を使用することができる。 (3) 通称が許可された場合は、以降任期中、下記に規定する事項を除き、通称を議員氏名として用いるものとする。 ア 履歴に関する届出書類 イ 身分証明書 ウ 辞職願 エ 議員報酬・旅費・費用弁償等の支給に関する書類 オ 源泉徴収票の名義 力 叙位・叙勲の申請 キ 在職証明書等の各種証明書 ク 市議会議員共済会に関する各種届出書 ケ その他通称使用によって業務上混乱が生じる恐れがあると議長が判断するもの	2
27 301 島本町	4	4	3							3	4		2		
27 321 豊能町	4	4	1			3				1	2		2		
27 322 能勢町	4	4	3							3	2		2		
27 341 忠岡町	4	4	2							2	4		2		
27 361 熊取町	4	4	1			3				1	3		4	2	
27 362 田尻町	4	4	3							2	4		1	田尻町議会運営に関する申し合わせ事項 女性議員が複数名いる場合は、各常任委員会にそれぞれ1名以上が所属する。 田尻町地域防災計画 防災関係機関の業務大綱 (1) 各部等共通 男女共同参画の視点を持った防災・災害対応・復興支援に関すること	
27 366 岬町	4	4	2							2	2		2		
27 381 太子町	4	4	1				4	ハラスメント防止に関する議員向け研修会に正副議長が参加した。		3	4		2		
27 382 河南町	4	4	2							2	4		3		
27 383 千早赤阪村	4	4	1			3				1	2		2		